

令和5年9月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年9月4日(月)
9時02分～9時43分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 17名

1番 田 悟 敏 子	11番 中 川 邦 夫
2番 三 輪 和 雄	12番 和 田 由美子
3番 吉 江 秀 一	14番 西 村 一 成
4番 石 丸 正 明	15番 中 田 栄 信
5番 宮 西 勝 昇	16番 高 橋 賢 治
6番 加 賀 谷 良 雄	17番 山 本 克 博
7番 木 村 鉄 雄	18番 大 浦 正
8番 唐 島 隆 夫	19番 福 原 智 子
10番 山 崎 外 喜 雄	

欠席委員 9番 加 藤 裕 20番 水 上 龍 二
13番 渋 谷 達 也

令和5年9月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>稲刈りが早まっており、既に刈り取りが一部で始まったという話も聞いております。そういった中、通常でしたら午後からの開催でしたが、午前9時という集まりにくい時間だったのですが、それでもお集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから小矢部市農業委員会9月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、17名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、加藤委員さん、渋谷委員さん、水上委員さんとなっております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。5番の宮西委員さんと6番の加賀谷委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第18号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計3件</p> <p>○議案第19号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計3件</p> <p>○議案第20号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計4件</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。受付番号12番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は5筆で、合計面積は362㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。</p> <p>位置図については、1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p> <p>以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号12番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。今回の案件で、〇〇さんが譲渡人で、譲受人が〇〇さんです。〇〇さん、〇〇さんのところでお聞きしてきました。〇〇さんは今年齢的に80歳を超えられまして、農業、農作物を管理することがきつくなってきたということで、誰かやってくれる人がいないかということでお話をしていたところ、同じ町内の〇〇さんがわかったという返事してくれたということで、〇〇さん自身は、土地の登録は田ですが、現実的には畑を作付けされています。今まで管理されていましたが、年齢的に困難になったので、まだほかにも若干いくつかあるものでということで、1区画120坪の農地を〇〇さんに譲り渡したいということでした。〇〇さんに調査してまいりましたところ、〇〇さんは将来的に何かするつもりかと聞いたところ、何もするつもりはない、農地として維持管理をしていくということで、ただ、田の登記ですが、田として戻すのは困難なので、そのまま畑として管理していこうということをおっしゃっておられました。〇〇さんは家の周辺で今も水田を作っておられまして、農機具は小さな簡易的なものですが持っておられますし、地区の生産組合に入って一緒に活動されておりますので、耕作には問題はないと思っておりますので、よろしくご審議の上ご承認いただきたいと思っております。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号12番について、質問が無いようですので、次に、受付番号13番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号13番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は1,109㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号13番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは私の方から、受付番号13番について現地調査報告させていただきます。譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんに土地の譲渡でございます。これについては、地域において、最近、〇〇さんのお父さんが亡くなられて、急遽子供である〇〇さんがその土地を〇〇さんから、多分おばさんだと思うんですが、それから受けられて今回になったと思います。内容については本人には具体的な話は聞いていないんですが、〇〇さんにも連絡が取れなかったもので、現地の確認だけしました。現地を確認しまして、宅地内にある畑作でありまして、その横に農地がございますが、農地も大したものでもなく、専用の上水道が付いており問題ないと考えて調査いたしました。これについて、皆さんの審議をいただいて、ご確認をお願いいたします。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号13番について、質問が無いようですので、次に、受付番号14番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号14番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は9筆で、合計面積は842.51㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、5ページから6ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号14番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告いたします。この申請は所有権の移転であります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。譲渡地は現在、雑木が生えております。二人は親戚関係であります。〇〇さんが長年、口約束で、この土地を耕作をしていたんですけども、周りが耕作をやめ、条件があまりよくない土地であったため、20数年前に耕作をやめており

	<p>ます。それで雑木が生えてきたと思います。〇〇さんからそれを使ってしいたけを栽培しないかということで、それに伴って土地も譲るといふことで、〇〇さんと合意したわけでございます。それで法務局に足をのばして、その事を言ったら、農業委員会の許可が必要であると言われたので、今回の申請であります。〇〇さん86歳と高齢ですが、草刈り、施設の維持管理と活動しております。この機会にもうひとふんばりしたいということで、話を聞いてきました。以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第18号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第18号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第19号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番は、申請人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が38㎡となっており、宅地拡張のため転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから9ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設の拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。なお、申請地につきましては何年からかは不明ですが、違反転用となっており、現況は宅地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号5番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>報告申し上げます。申請人〇〇さんからの内容で、現地確認と、〇〇さんのお姉さんの方に状況確認をさせていただきます。</p>

	<p>た。写真をご覧いただいたとおり、母屋の方と離れの方がいろいろと増改をされておる中で、以前のこの写真の前の建物があるらしいんですが、お姉さんの話によると、そこらへんは不明なんだけど、ずっとこのような擁壁を作って宅地にしていたと、多分農地を区画整理した折にそういう形にしてそのままになっていたんであろうということで、相続の関係の中で判明したため、速やかに転用、宅地変更したいという話でした。そういう状況の中今回の承認お願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号5番について、質問が無いようですので、次に、受付番号6番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号6番は、申請人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で面積が36㎡となっており、住宅敷地、農機具置場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから12ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設の拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地につきましては令和元年ごろから違反転用となっており、現況は宅地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。今回申請の方は〇〇さんでございます。〇〇さんのお住まいですが、〇〇という遠いところで、本人さんは、今から40数年前に学校を卒業して以来、〇〇にいつてらっしゃいまして、状況としてはあまり本人さんとしてはわからない部分がたくさんあるのではないかと思います。実際には、元年にお父さん、親族の方が亡くなられて、財産を譲渡していただいたということでしたが、その間、譲渡していく上において実際に譲渡した時点で状況がこのような田んぼになっているということでございました。実際には、位置的には、217の土改をしたときに、田んぼだったところを実際には搬</p>

	<p>入路をつけた時点で自宅の真横のところの地面が少し残ってしまったような形、それと、真後ろ側に〇〇の改修工事で歩道をつけたときにも地面が自宅の後側に下がって残ってしまったような形、後ろは 12、横は 26 ということです。しばらくその部分では、近所の区長さんに聞きましたら、機械は入らない状況になったそうです。しばらく元気な時は手で作り、この地区の営農組合さんに作っていただいた時点で、機械も入らないのでどうにもならないということでそのまま放置されたような状況になったわけです。この部分において、一部その時に残った機械を入りたいのだということで、建てられた部分があって、こういう状態になったということです。本人さんからいただいた部分は、電話をかけて確認させてもらって各区長さんにもお話を聞かせていただきました。現状としましては、地区の区長、土改、生産組合長の同意書をいただいています。地区内の人の同意書もいただいている状況です。確認をさせていただいたら、現状はだれもすんでおられず、非農地の状況です。水利等に関してはしっかりとした形になっておられます。特に問題はないので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>完全に空き家なんですか。</p>
〇〇委員	<p>空き家です。今現在は市の空き家バンクに登録されています。空き家バンクに登録するときしっかりとした形にしてくださいということで、今回申請されたそうです。</p>
会長	<p>受付番号6番について、質問が以上で無いようですので、次に、受付番号7番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号7番は、申請人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が375㎡となっており、農業用物置敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから16ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『農用地利用計画において指定された用途に供するためのもの』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地につきましては昭和60年ごろから違反転用となっており、現況は宅地となっております。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは報告させていただきます。申請人は〇〇さん、事務局からの説明のとおり、写真を見ていただけるとわかると思いますが、農業用の納屋が建っております。納屋につきましては、昭和60年頃に建てられたもので、平成12年に相続により申請人が相続されたものであります。〇〇さんの地区では圃場整備を計画されていて、自分の土地について確認したところ、田んぼの上に納屋が建っているということを確認されて、あわてて申請になったものです。今回の違反転用につきましては、始末書も提出されています。農地とは隣接しておらず他の農耕についての影響はありません。また、土地改良区の意見書、地区の区長の同意書等も添付されており、特に問題ないものと思われます。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第19号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第19号については「承認」といたします。 続いて、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第20号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書3ページをご覧ください。 受付番号13番は、譲渡人〇〇さん、譲受人が〇〇さんとして申請されておりましたが、必要書類の資金証明書が添付できないということで取り下げとなっております。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。

会長	受付番号13番について、質問が無いようですので、次に、受付番号14番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号14番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が817㎡となっており、駐車場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから21ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、3種農地の『原則許可』と、1種農地の『既存施設の拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号14番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	報告申し上げます。譲渡人〇〇さんは、相続でいただいて、今住まいは〇〇にいらっしゃいます。田という形で〇〇さんが耕作をされておりました。現地確認で、〇〇の入り口のところなんですけど、2カ所対象の申請になっております。〇〇さんの方に状況確認を行いましたところ、社員駐車場及び社用車の駐車場が非常に狭くなって、拡張を考えていたおし、そういう話が進んだということで、できるだけ早く拡張したいという話でした。ご承認のほどよろしく申し上げます。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	位置図の21ページが〇〇をはさんだ向かい側で、20ページが〇〇側の地図ですか。
〇〇委員	そうです。
会長	受付番号14番について、質問が無いようですので、次に、受付番号15番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号15番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外1名、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は3筆で合計面積が9,050㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、22ページから25ページをご覧ください。この申請

	<p>は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>〇〇地区担当の〇〇委員さんが欠席ということで、調査は行っておりませんが、補足ということで説明させていただきますと、〇〇さんというのは、〇〇の系列の会社で、しょっちゅう一時転用の方を行っておられる会社でございます。こちらの土壌改良のために砂利採取の方をされるということで、県の方には農地法の申請と同時に採取認可申請で県土木を通じて認可を受けられる予定となっております。また、土地改良区の同意書や土地の所有者、耕作者、周辺農地、町内会の方の同意書もつけられておりますので、今回の申請について問題はないかと思えます。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号15番について、質問が無いようですので、次に、受付番号16番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号16番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外1名、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が9,286㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、26ページから28ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>こちらも〇〇地区ということで、〇〇委員さんがおられませんので、補足をさせていただきますと、先ほど同様に県の方には採掘認可申請を行っておりまして、土地改良区、土地の所有者、耕作者、隣接の農地の方から同意書をいただいておりますので、今回の申請については問題ないかと思えます。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第20号の受付番号14番から16番については「承認」としてよろしいですか。

会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第20号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 6～7ページ</p> <p>2) 業務報告・予定 8ページ</p> <p>3) その他連絡事項</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。</p> <p>これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を吉江職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>暑い日がまだまだ続きますが、体調管理もしっかりして、農作業も早くなってきているので、それに合わせて農作業をしてください。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>－9月総会終了－</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年9月4日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 5 番 宮 西 勝 昇

6 番 加 賀 谷 良 雄